

④ 史料D 浮田一類 赦免

二年二月九日

八丈島流人宇喜多孫九郎以下七人を赦免す

前田宰相中将へ達

八丈島流人

宇喜多孫九郎

同 忠平

同 半平

同 次郎吉

同 小兵太

同 半六

同 半七

御一新に付、右の者共御赦被仰付候に付ては、旧来由緒も有之趣に付、其藩へ引取扶助可致旨御沙汰候事

哉

史料E 金沢藩伺

八丈島流人宇喜多一類之者

御一新に付御赦被仰付、旧来由緒も御座候趣に付、当藩へ引取扶助旨、去巳年二月九日、御沙汰御座候処、右之者共、今般着船仕、都合八戸七十五口、当月十五日、十八日両度に葦山県より請取申候、就ては身分之儀、都て平民之振合を以取扱可然義と奉存候、尚更御差凶御座候様仕度、此断奉伺候、以上

金沢藩

庚午八月

内藤 誠

弁官

御伝達所

(朱書) 伺之通

⑤ 史料F 浮田一類へ平尾村土地下付

三月

八丈島流人浮田一類の者へ平尾村従三位旧邸を下付し開墾せしむ

大蔵省伺

先般御赦相成候八丈島流人浮田一類七家の内、浮田忠平始外家族の者共、帰島相願候に付、事実取糺候処畢竟手当向等甚手薄にして、生計の目途も無之に付無抛帰島願出候趣、且葦山県申立の趣も有之、仮令帰島為致候ても、夫々御手当無之候ては目前進退に差支、逆も生活相立間敷、就ては元前田従三位平尾邸の儀は多分の坪数も有之、最前同藩於ても右等の見込より上地相願候儀にも有之候間、於同所相應の地所割渡、右を開墾為致、往々生計為相立候方御恩典の廉も貫徹、当人共請願も相叶可申と存候間、地所差支の有無、東京府へ相尋候処、別紙の通申出、差支も無之候間、右地所割渡可申と存候、因て別紙相添此段相伺候、至急御下知有之度候也 三月十二日 大蔵 伺之通

但火薬製造地所三万零六百二十坪、周囲各方直径凡三町余は人家不取建様可致事

大蔵省より掛合 東京府宛

其府管轄武州豊島郡平尾村元前田従三位屋敷上地の内、一昨庚午十二月、元金沢藩へ扶持被仰付候浮田家一類の者へ割渡、開墾為致度旨、石川県より願出候に付、凡七町歩程の場所、実地取調、差支の有無等早々可被申出候事 二月十三日

⑥

東京府回答 大蔵省宛

豊島郡平尾村元前田從三位屋敷上邸の内、凡七町歩程の場所、浮田家一類の者へ割渡、開墾為致度旨、石川県願出候に付取調、差支の有無可申出旨御打合に付、実地分間為致候処、別紙絵図面の内、造兵司御用地五千坪を除の外正院へ御申立相成候は、引渡候て差支の筋無之候、此段御回答申入候也、二月晦日
追て本文図面の外三枚返却申入候也

金沢県願

一昨巳年中、元八丈島流人浮田孫九郎等八家七十余人御赦免相成、当藩へ御引渡相成候に付、昨午年八月引受、藩費を以扶助致し置、未産業も無之候処、右の者共、元来暖地に出生仕、俄に北国寒沍の地へ移住の儀、甚難渋の趣、毎度歎願仕居候、就ては平尾屋敷地の儀、知事私邸に御座候処、多分の坪数も有之候に付、一旦上地仕、更に相当の代金を以御払下げ被成下候は、浮田一類、并藩士の者兼て帰農願聞届候者等へ分配、開墾為仕、全く本田畑に相成候節は、一村に取立申度奉存候、尤右地所、浦和県管下に御座候間、同県高入に相成候へば、一応の所益にも相成、浮田一類の者永世活計の道も相立、藩費も相減じ可申奉存候、右の通多年拝領の地所、本田畑に復し、御高入に相成候へば於知事難有次第奉存候、依て別紙地図相添、更に御払下げの儀奉願候、以上 辛未四月

⑦

史料G 浮田一族帰島願

元八丈島流人浮田一族之者、昨巳年御赦免に付、当藩へ扶助被仰出、当八月中、葦山県より請取候者共之内別紙三人之者、病氣等にて帰島仕度段願出候、尤逸之助義は立歸之心得之旨申出候、右は願之通差返し不苦義に御座候哉、此段奉伺候、以上

庚午九月 金沢県

弁官御中

(朱書) 伺之通不苦候事

史料H 前田慶寧より授産金差出候届

正院御中 東京府知事 大久保一翁

從八丈島被召歸候浮田一類六十九人の者共、授産の儀、兼て大蔵省より指揮有之候通、元金沢藩邸内にて一万九千九百八十二坪六合二勺二才の地所、并石川県より請取候賄料殘金百二十五円と前田慶寧より為扶持差出候金子千円とは割渡申候処、右にて開墾播種迄は差支無之候へとも秋熟迄の接続無覺束候故、其趣前田慶寧へ及内談置候処、猶又今般金五百円差出申候間、夫々分配致置候、仍此段御届申上候也
明治六年四月